

「口蹄疫」発生に対する諸対策の実施に関する意見書

平成二十二年四月二十日に発生が確認された口蹄疫は、農林水産省、宮崎県をはじめ関係者が懸命に防疫措置を講じたにもかかわらず、五月二十二日には国内初のワクチン接種を行うまでに至っており、事態は極めて深刻化及び長期化している。

農林水産業産出額二千億円を目指す本県にとって、畜産業は農業産出額の約三割を占め、重要な役割を担っているが、県内家畜市場の中止や延期が続いており、これ以上拡大が進めば、本県畜産業の根幹を揺るがしかねない危機的な状況にある。また、野生動物による感染拡大の可能性も懸念されている。

このような中、本県では、県、市町村、関係団体が一体となって、死力を尽くして防疫対策に取り組んでいるところである。

よって、国会及び政府におかれては、口蹄疫対策特別措置法を制定されたところであるが、一刻も早い口蹄疫の終息と畜産農家や関連事業者の経営安定を図るため、次の事項について十分な措置を早期に講じられるよう求めるものである。

一 早急なウィルス侵入経路の解明を徹底的に行い、抜本的な防疫対策を講じること。また、本県はじめ、県内市町村等が行う薬剤散布や宮崎県境における車輛消毒等の防疫措置に国による全額の助成措置を講じること。

二 県内では、口蹄疫のまん延防止のため、家畜市場を自主的に延期する等の自衛措置を講じており、出荷できず滞留している家畜の飼料費等に対して助成措置を講じるとともに、市場が再開された際の価格下落に対する補填措置を講じること。

三 家畜市場を再開しても、口蹄疫の感染が終息しない中では、九州での購買自粛も懸念されることから、九州に対する購買意欲に支障が生じないよう、国として適切な情報発信に努めること。

四 今回の発生事例における対応を十分に検証し、迅速な初動防疫、国による十分な補償等が行えるよう家畜伝染病予防法の抜本的な改正を早期に行うこと。  
右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年六月八日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	菅直人殿
総務大臣	原口一博殿
財務大臣	野田佳彦殿
農林水産大臣	山田正彦殿